

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(注) この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	(注) この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(1) 法 <u>所得税法(昭和40年法律第33号)をいう。</u>	
(2) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)をいう。	(1) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)をいう。
(3) <u>震災特例法令</u> <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)をいう。</u>	
(4) 震災特例法規則 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成23年財務省令第20号)をいう。	(2) 震災特例法規則 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成23年財務省令第20号)をいう。
(5) 措置法 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)をいう。	(3) 措置法 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)をいう。
(6) 措置法通達 昭和55年12月26日付直所3-20「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)をいう。	(4) 措置法通達 昭和55年12月26日付直所3-20「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)をいう。
(7) <u>耐用年数通達</u> <u>昭和45年5月25日付直法4-25、直審(法)38「耐用年数の適用等に関する取扱通達」(法令解釈通達)をいう。</u>	
<b><u>第8条((震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係</u></b>	(新 設)
<b><u>(震災関連寄附金を支出した場合の所得税額の特別控除の適用)</u></b>	(新 設)
<b><u>8-1 震災特例法第8条第2項に規定する特定震災指定寄附金(以下この項において「特定震災指定寄附金」という。)については、同項の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同項の規定の適用を受ける場合には、その年中に支出した特定震災指定寄附金の全額について同項の規定を適用しなければならないことに留意する。</u></b>	

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

(新 設)

8-2 震災特例法第8条第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」の意義については、措置法通達41の18-2に準じて取り扱う。

(適用の順序)

(新 設)

8-3 震災特例法第8条第2項の規定については、法第92条の規定又は措置法第2章第2節第1款の所得税額の特別控除の規定若しくは措置法第25条、第41条、第41条の3の2、第41条の18の2第2項若しくは第41条の18の3の規定の適用がある場合には、これらの規定を適用した後に適用するものとする。

第11条((被災代替資産等の特別償却))関係

(新 設)

(同一の用途の判定)

(新 設)

11-1 震災特例法令第13条第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

(1) 建物(その附属設備を含む。以下11-9までにおいて同じ。)にあつては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場用の用、倉庫の用、その他の用の区分

(2) 構築物にあつては、鉄道業用又は軌道業用、その他の鉄道用又は軌道用、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分

(3) 機械及び装置にあつては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類区分

(4) 船舶にあつては、漁船、運送船(貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。)、作業船(しゅんせつ船及び砂利採取船を含む。)、その他の区分

(5) 航空機にあつては、航空運送事業用、航空機使用事業用、自家用の区分

(6) 車両及び運搬具にあつては、次に掲げる車両及び運搬具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる用途の区分

イ 道路運送車両法第4条((登録の一般的効力))に規定する自動車登録ファイ

ルに登録されている自動車、同法第72条第1項((検査記録))に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている二輪の小型自動車及び同項に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている検査対象軽自動車 運送事業用、自家用の区分

ロ 同法第97条の3第1項((検査対象外軽自動車の使用の届出等))の規定により車両番号の指定を受けている検査対象外軽自動車 事業用、自家用の区分

ハ 地方税法第442条の2第1項((軽自動車税の納税義務者等))の規定の適用を受ける小型特殊自動車 農耕作業用、その他の区分

ニ 鉄道事業法第13条第1項((車両の確認))に規定する確認(同条第2項に規定する確認を含む。)を受けた車両 普通鉄道、普通鉄道(新幹線鉄道)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道、その他の鉄道の区分

(注) 震災特例法令第13条第2項第1号に規定する被災建物(以下この項及び11-3において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下11-10までにおいて同じ。)をした建物(以下この項及び11-3において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

#### (床面積の意義)

11-2 震災特例法令第13条第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号((面積、高さ等の算定方法))に規定する床面積によるものとする。

(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)

(新 設)

(新 設)

11-3 個人が、一の被災建物の代わるものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、個人の計算によるものとする。

(注) 個人が、2以上の年にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に震災特例法第11条第1項の規定の適用を受ける年分の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌年以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。

(おおむね同程度以下の構築物の意義)

(新 設)

11-4 震災特例法令第13条第2項第2号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、個人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

(新 設)

11-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして震災特例法第11条の規定を適用する。

個人が、その取得等をした車両及び運搬具を自己の下請業者に貸与した場合において、当該車両及び運搬具が専ら当該個人のためにする商品、製品等の運送の用に供されるものであるときも、同様とする。

(船舶又は航空機の貸付けの意義)

(新 設)

11-6 震災特例法第11条第1項に規定する被災代替資産等には、いわゆる裸用船(機)契約に基づく船舶又は航空機の貸付けの用に供するものは含まれないが、いわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づく用船(機)の用に供するものは含まれる。

(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊の意義)

(新 設)

11-7 震災特例法第11条第1項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、東日本大震災により損壊をした建物又は構築物につき、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ今後事業の用に供することができないと認められる場合の当該建物又は構築物に係る損壊をいうことに留意する。

(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

(新 設)

11-8 震災特例法第11条第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。)をした建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 同項に規定する附属施設は、滅失をしたものであるかどうかは問わないことに留意する。

(付随区域)

(新 設)

11-9 震災特例法第11条第1項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

(新 設)

11-10 個人が、震災特例法第11条第1項に規定する「中小企業者」に該当する個人であるかどうかは、その取得等をした同項に規定する被災代替資産等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第13条の3（(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)）関係

(新 設)

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例制度に関する取扱いの準用)

(新 設)

13の3-1 震災特例法第13条の3の規定による払込みにより取得をした場合、控除対象復興株式数の計算等については、措置法通達41の19-1、41の19-2及び41の19-3に準じて取り扱う。